別表3 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 非住宅に係る判定料金表

2025, 4, 1

【モデル建物法】

(単位:円、税込の金額です。)

	用途分類(別表4による)		
延べ面積(m²)	A種	B種	C種
300 未満(小規模版)	98,560	67,760	51,040
300 未満	123,200	84,700	63,800
300 以上~1,000 未満	165,000	104,500	82,500
1,000 以上~2,000 未満	207,900	165,000	132,000
2,000 以上~4,000 未満	253,000	187,000	154,000
4,000 以上~5,000 未満	302,500	209,000	165,000
5,000 以上~10,000 未満	352,000	266,200	205,700
10,000 以上~20,000 未満	415,800	308,000	231,000
20,000 以上~50,000 未満	473,000	374,000	286,000
50,000 以上~100,000 未満	583,000	462,000	346,500
100,000 以上~200,000 未満	715,000	550,000	418,000
200,000 以上~300,000 未満	990,000	660,000	528,000
300,000以上	1,207,800	930,600	712,800

【標準入力法(主要室入力法を含む)】

(単位:円、税込みの金額です。)

	用途分類(別表4による)		
延べ面積(m²)	A種	B種	C種
300 未満	220,000	181,500	154,000
300 以上~1,000 未満	308,000	231,000	198,000
1,000 以上~2,000 未満	440,000	330,000	286,000
2,000 以上~4,000 未満	495,000	352,000	297,000
4,000 以上~5,000 未満	528,000	363,000	319,000
5,000 以上~10,000 未満	605,000	473,000	374,000
10,000 以上~20,000 未満	715,000	572,000	440,000
20,000 以上~50,000 未満	880,000	693,000	583,000
50,000 以上~100,000 未満	1,430,000	990,000	825,000
100,000 以上~200,000 未満	1,870,000	1,320,000	1,100,000
200,000 以上~300,000 未満	2,530,000	1,650,000	1,430,000
300,000以上	2,970,000	2,200,000	1,760,000

※BEST の場合は別途見積りによる

別表3 注意事項

- ① A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。
- ② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ③ 一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を 徴収する。
- ④ 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
 - ・A種が含まれるときはA種
 - ・A種がなくB種が含まれるときはB種

ただし、上記適用が著しく不合理であると当機関が認めた場合は、別途判断する。

- ⑤ 複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合、非住宅部分により料金を 算定する。なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、行政庁への図書 送付等の事務手数料として11,000円(税込金額)×送付対象棟数を徴収する。
- ⑥ 計画変更の料金は、当初適用された料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は 上記の表の料金とする。
 - ・モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更など計算方法を変更して申 請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑦ 軽微変更該当証明の申請(軽微変更ルートC)は、当初料金の10分の5の額とする。 ただし、次の場合は上記の表の料金とする。
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑧ 増改築の場合は、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
- ⑨ 当機関が指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、料金表の金額より 2,200 円(税込金額)を減額する。
- ⑩ 上記の表に定める評価方法以外の方法による場合(BEST(省エネ基準対応ツール)) は、別途見積とする。
- ① 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物 法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律30,000円(税込33,000円)と する。

なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、 又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

別表 4 用途分類 確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする

八拓	適合性判定の対象となる建築物の	用途区分
分類	確認申請書第四面に記載される用途	コード
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
A種	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
八里	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所 (入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
	助産所 (入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。入所する者の寝室	08210
	があるものに限る。)	
	児童福祉施設等 (入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
	公衆浴場 (個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又	08370
	はバッティング練習場	00370
	体育館又はスポーツ練習場 (前項に掲げるものを除く。)	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560

	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストル、プ劇場、東く思性な同伴する客の体息の思に供する疾乳	
	トリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、 専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする	08600
	店舗その他これらに類するもの	
B種	住宅で事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねるもの	08060
DY里	幼稚園	
		08070
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規定により行う郵便の業務	08290
	の用に供する施設	
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車	
	券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他	08390
	これに類するもの	
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げ	
	るもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行う	08440
	もの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産	
	物の販売を主たる目的とするものを除く。)	
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地	08450
	域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的と	
	するものを除く。)	
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本屋	
	その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建	
	具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス	
	業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動	08456
	機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の	
	ものに限る)自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、	
	豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びそ	

の周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造文は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。) 08460 事務所 08470 料理店 08570 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08580 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家建築基準法施行令第 130 条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設工場(自動車修理工場を除く。) 08340 自動車修理工場を除く。) 08340 自動車修理工場を除く。) 08360 畜舎 08420 担助車を選工場 08350 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 08360 畜舎 08420 単元市場 08430 自動車車庫 08430 自転車駐車場 08500 倉産業を営む倉庫 08510 名の 08640 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする方舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする自のとするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)		の国辺の地域で生みなり、東京版な匠は実しよっ、毎日の制造な	
計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その 出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る)又は学習塾、華道教 室、囲碁教室その他これらに類する施設 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他 これらに類するサービス業を営む店舗 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。) 08460 事務所 08470 料理店 08570 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08580 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 08310 建築基準法施行令第 130 条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が 指定する施設 08320 工場 (自動車修理工場を除く。) 08340 自動車修理工場 08350 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 08360 畜舎 08420 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 08430 自動車車車 08490 自転車駐車場 08500 倉庫業を営まない倉庫 08510 倉庫業を営まない倉庫 08510 倉庫業を営まない倉庫 08520 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640			
出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る) 又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。) 08460事務所 08470料理店 08570キャパレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08580公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 08310建築基準法施行令第 130条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設工場(自動車修理工場を除く。) 08340自動車修理工場 08350危険物の貯蔵又は処理に供するもの 08360畜舎 08420堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 08430自動車車庫 08490自転車駐車場 08500倉庫業を営まない倉庫 08510倉庫業を営まない倉庫 08510倉庫業を営まない倉庫 08500 98610火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするよのに関る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 50 ㎡以内のものに関するは、2000元は、200			
室、囲碁教室その他これらに類する施設 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他 これらに類するサービス業を営む店舗 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。) 08460 事務所 08470 料理店 08570 キャパレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08580 公衆便所、休憩所又は路線パスの停留所の上家 08310 建築基準法施行令第 130 条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が 指定する施設 工場(自動車修理工場を除く。) 08340 自動車修理工場 08350 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 08360 畜舎 08420 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 08430 自動車庫庫 08490 自転車駐車場 08500 倉庫業を営む倉庫 08510 倉庫業を営む倉庫 08510 倉庫業を営まない倉庫 08520 卸売市場 08610 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該 農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の			
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他 これらに類するサービス業を営む店舗 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。) 08460 事務所 08470 料理店 08570 とネヤバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08580 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
これらに類するサービス業を営む店舗 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。) 08460 事務所 08470 料理店 08570 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー 08580 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 08310 建築基準法施行令第 130 条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が 指定する施設 182 (自動車修理工場を除く。) 08340 自動車修理工場 08350 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 08360 畜舎 08420 増肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 08430 自動車車庫 08490 自転車駐車場 08500 倉庫業を営む倉庫 08510 倉庫業を営む倉庫 08520 卸売市場 08610 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする所属と、東子屋その他これらに類するもの(当該 農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の			
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。) 08460 事務所			08458
事務所			
料理店			
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー			08470
			08570
建築基準法施行令第 130 条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が 指定する施設 工場(自動車修理工場を除く。) 08340 自動車修理工場 08350 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 08420 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 08430 自動車車庫 08490 自転車駐車場 08500 倉庫業を営む倉庫 08510 倉庫業を営む倉庫 08510 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むバン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の		キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
指定する施設 工場(自動車修理工場を除く。)		公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
指定する施設		建築基準法施行令第 130 条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が	08320
自動車修理工場		指定する施設	00020
		工場(自動車修理工場を除く。)	08340
 畜舎 (1) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		自動車修理工場	08350
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
自動車車庫		畜舎	08420
自転車駐車場		堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
全庫業を営む倉庫 08510 倉庫業を営まない倉庫 08520 卸売市場 08610 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を 主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主 たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営む パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該 08650 農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とする ものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの (原動 機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の		自動車車庫	08490
		自転車駐車場	08500
		倉庫業を営む倉庫	08510
大葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 08620 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の		倉庫業を営まない倉庫	08520
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 08630 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 08640 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の	C種	卸売市場	08610
農業の生産資材の貯蔵に供するもの 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の		火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の		農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の		農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の		田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を	
たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の			
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該 農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とする ものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動 機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の			
農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とする ものに限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動 機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下の			08650
ものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の			00000
機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75kW 以下の			
0 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2			
		し ・ハーか vo /	

	一戸建ての住宅	08010
別表	長屋	08020
5を	共同住宅	08030
参照	寄宿舎	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990

別表 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 住宅に係る判定料金表

【戸建住宅】(併用住宅の住宅部分)

(単位:円、税込み金額です。)

申請種別	評価料金
単独申請	33,000

【共同住宅】

(基準額+住戸単価×住戸数+共用部料金)

(単位:円、税込み金額です。)

	住戸部分		評価料金		
			基準額	戸当たり加算	
	住戸部分の対象	2~10 戸以下	39,600	9,900/戸数	
単独申請	戸数(住戸)①	11~30 戸以下	79,200	5,500/戸数	
(①又は		31 戸以上	158,400	3,300/戸数	
1)+2)	共用部分			評価料金	
		300 ㎡以内		39,600	
	共用部分の床面	300 ㎡超え 1,000 ㎡以内	66,000		
	積(共用部)②	1,000 ㎡超え 5,000 ㎡以内	132,000		
		5,000 ㎡超え		198,000	

別表 5 注意事項

- ① 建築確認を当機関以外に申請する場合は、当初適用された料金10分の2の額を加算する。
- ② 計画変更の料金は、当初適用された料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は上記の表の料金とする。
 - ・計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
 - ・非住宅部分のみの適合性判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含め た判定を要することになったとき
- ③ 軽微変更該当証明の申請(軽微変更ルートC)は、当初料金の10分の5の額とする。 ただし、次の場合は上記の表の料金とする。
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ④ 再交付評価料金は、一通あたり 5,500 円 (税込金額) とする。
- ⑤ 仕様基準を使用する場合は、別途見積りとする。
- ⑥ 当機関で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級)の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用するコース2による申請の場合は、一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分(一住戸)は10,000円(税込11,000円)、共同住宅等は10,000円(税込11,000円)に、住戸数(一部住戸の変更の場合は変更する住戸数)に1,000円(税込1,100円)を乗じた額を加算した額とする。